

国際ロータリー第 2600 地区
ロータリー財団補助金
マニュアル



2019年7月8日 Ver.10

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件
(My Rotary より)

目 次

1. マニュアルの活用について	1
2. ロータリー財団とは	2~3
3. 地区補助金の仕組みについて	4~6
4. RI2600 地区補助金対象プロジェクトの選考基準	7~8
5. 地区補助金の管理について	9~14
6. グローバル補助金の申請について	15~20

7. 資料編	
(1) 覚書 (MOU)	21~23
(2) 地区補助金申請書書式	24~26
地区補助金申請書書式 <記入例>	27~29
(3) 補助金管理規程、支払回議書、収支出納簿および各<記入例>	30~36
(4) 役員等交代による補助金専用銀行口座の管理引継確認書	37
役員等交代による補助金専用銀行口座の管理引継確認書<記入例>	38
(5) 財産目録及び<記入例>	39~40
(6) 地区補助金報告書および添付書類一覧	41~43
地区補助金報告書<記入例>	44~46
(7) 2019 - 20 年度 RI2600 地区補助金事業プロセス	47
(8) 2016 - 17 年度ロータリー財団寄付明細クラブ別一覧	48
(9) 2019 - 20 年度 RI2600 地区補助金助成クラブ一覧	49
8. 奥付	50

1. マニュアルの活用について

2017年にロータリー財団が創立100周年を迎えるのを契機に自らの仕組みを見直し、時代のニーズに合ったものに変えていこうと「未来の夢計画」が2009年度からスタートした。3年のパイロット期間を経て、2013年度からは世界中で一斉に新しい補助金制度が始まった。新制度は、私たちロータリアンがクラブで計画を練り、汗をかき、自律的に活動することを通じて、社会のために活動をしていると実感できるように作られたものだ。このマニュアルは国際ロータリー第2600地区ロータリー財団が新制度の下で運営される補助金事業についての理解を広めるために作成された。

地区補助金の運用については、毎年、財団本部から通知される大小様々な変更があり、そのすべてをかつてのような紙ベースのマニュアルでは迅速かつ効果的に伝達したり、申請書類の書式等を工夫・改訂して柔軟に改善したりすることに無理があった。また、配布された資料がクラブ内で十分に共有されないケースもあり、作成者の願いと努力の割にどれだけ十分に理解が浸透してきただろうかとも思われた。

デジタル形式の本マニュアルは、そのような反省に基づき、国際ロータリー第2600地区のホームページにアクセスさえしていただければ、何時でも誰もが当地区における補助金についての最新情報を入手することができるようにしたものである。地区のセミナーや研修の際に使用する最新の教材としてだけでなく、補助金事業に関わる全てのロータリアン、更にはロータリーとは直接関わりのない一般の方々もロータリーと両輪となって活動するロータリー財団の事業、その制度下で補助金を使って社会に奉仕するロータリークラブを理解してもらおう利用者として想定している。

補助金について知りたいときは、過去の紙ベースのマニュアルではなく、常に国際ロータリー第2600地区ホームページの「Rotary 財団」から入り「マニュアル」を参照されたい。マニュアル改訂時はホームページ「トピックス」にその旨が掲載され、文書にも改訂日が明記されるので必ず該当文書の最新版であることを確認して使用されたい。

地区事務所が設立され、ノウハウと経験の継承が質量ともに向上することが期待される中、当地区の補助金マニュアル自体も進化していく予定である。広く、皆さんが活用して下さることを祈念している。

2. ロータリー財団とは

ロータリー財団は、1917年米国ジョージア州アトランタで開催された国際大会において、アーチC. クランフが「全世界的な規模で慈善・教育・その他社会奉仕に分野でよりよい事をするために基金をつくろう」と提案したことに始まる。アーチ・クランフは、6人目のRI会長でロータリー財団の父と呼ばれた。1928年ミネソタ州ミネアポリス国際大会で、この基金はロータリー財団と名付けられた。

その後、ロータリー財団は国際ロータリー理事会の同意の下に信託宣言を作成し、1931年11月12日に信託組織となった。ロータリー財団月間が11月の理由はこの信託宣言発足により定められた。

1947年1月27日に、ポール・ハリスがイリノイ州シカゴの自宅で亡くなり、70カ国以上30万人以上のロータリアンがロータリーの創始者の死を悼み、米貨130万ドル以上が財団に寄付された。

これを基に、1948年には最初の財団プログラム・高等研究奨学金がロータリー国際親善奨学生に授与された。

財団は、この奨学金プログラムを契機に発展し、様々なプログラムを展開してきた。しかし、そのプロジェクト数の増大と事務手続の煩雑さにより財団の事務機能が限界にきた。そのため2005年ロータリー財団管理委員会は、2017年にロータリー財団が100周年を迎えるにあたり効果的に寄付金を使うために財団プログラムを見直す必要性が生じ、単なる援助でなく、持続性という観点を重視することが必要になった。小さな事業を数多く実施するより、大きな事業に力を入れる方が、費用対効果が高いと考えた。そこで2008年「未来の夢計画」を作成した。

その骨子は、使命として「ロータリアンが、人々の健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること」、標語として「世界でよいことをしよう」である。優先事項は、

- ・財団の使命に沿って、プログラムと運営を簡素化する
- ・世界の優先ニーズに取り組むことによって、最大の成果が期待できるロータリアンの奉仕活動に焦点を絞る
- ・世界的目的と地元の目的の両方を果たすために資金を提供する
- ・意思決定権をさらに地区とクラブに移行することによって、R財団が自分たちのものであるという自覚を高める

・R財団の活動に対する理解を深め、公共イメージを高める

2010-11年より3年間世界中でパイロット100地区を選び未来の夢計画を実施し、その問題点等を修正し、2013-14年より世界中が参加実施している。

現在、ロータリー財団には、

- ポリオプラス
- 地区補助金
- グローバル補助金
- ロータリー平和センター

の4つのプログラムがある。

このうちロータリー財団の補助金は、地区補助金とグローバル補助金の2つがある。地区補助金は、地区財団活動資金(DDF)の50%を上限にクラブや地区が比較的短時間で1回限りの小規模で国内(地元)・海外の事業どちらにも参加でき、プロジェクトの分野は問わない。一方、グローバル補助金は、財団からの大きな支援の下、より長期的な視点から持続可能な活動に参加し、6つの重点分野に沿った多大な影響をもたらす大規模な(30,000ドル以上)プロジェクトや活動に補助金を活用する。財源は地区財団活動資金(DDF)と国際財団活動資金(WF)と現金の組み合わせによる(グローバル補助金参照)。

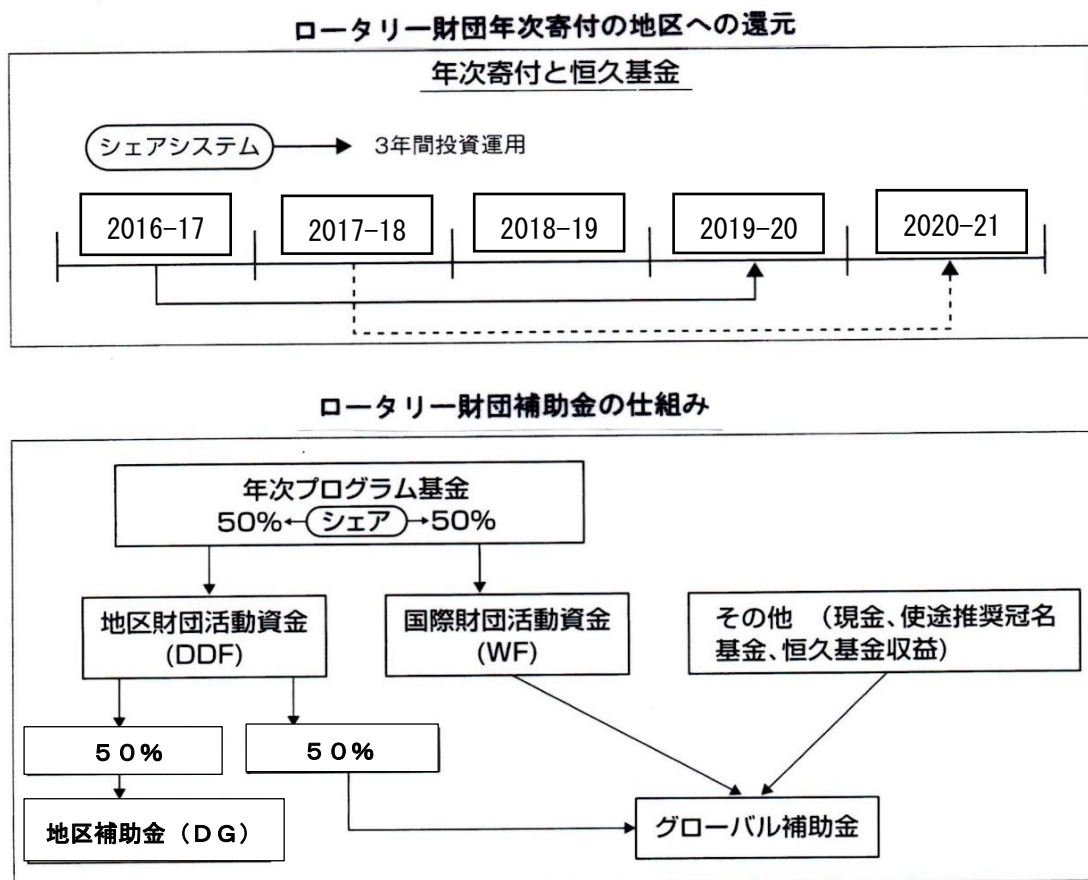
当地区も実施に当たり多くのパイロット地区のマニュアルを参考にしたが、3年目を迎え当地区独自の判り易いマニュアルを作成する事にした。各クラブの皆様にはこのマニュアルを熟読し効果的なプロジェクトの補助金を申請し、クラブの更なる活性化により会員基盤の向上を計って頂くことを切望します。また、作成にあたり各小委員長さんのご協力に心より感謝致します。

3. 地区補助金の仕組みについて

1. 地区補助金 (District Grants) とは

地区補助金制度は、財団の使命に該当する活動を支援するために、ロータリー財団本部より地区に対して一括で支払われる補助金の制度である。地区は、各クラブが申請した奉仕プロジェクトの内容を審査し、財団本部に一括申請し、承認を受けた後に財団本部から受領した地区補助金を各クラブに配分している。地区は、補助金の申請ならびに各クラブが行う補助金事業の報告について、「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件」(以下では「授与と受諾の条件」と略記)に適合しているか否かを審査し、不正があれば財団本部に報告して、その裁断を仰がなければならない。地区補助金の原資は、3年前に地区からロータリー財団に納入した年次寄付の一部がその運用を経て地区に還元されたものである。その仕組みについては、下図で説明する。

図1. ロータリー財団補助金の概要



2. 新しいロータリーの補助金制度は、どのようにして出来上がったのか

2017年にロータリー財団は100周年を迎えることから、ロータリー財団の仕組みを見直し、時代のニーズに合ったものに変えていこうとスタートしたのが「未来の夢計画」であった。2009-10年度までに原案が作成され、ロータリー財団管理委員会や国際ロータリー理事会で承認された。2010-11年度、世界中で100地区がパイロット地区に選定され、3年間のパイロット期間が設けられた。このパイロット地区からさまざまな修正案が出され、2013-14年度から世界中で一斉に新しい補助金制度が始まった。

未来の夢計画の導入によって、(1) 地区補助金の分配率と内容が変わった。(2) グローバル補助金の新設された。(3) 地区で使用できる補助金が大幅に増加した。(4) クラブの計画・申請・承認は、全て前年度に行うことになった。(5) クラブの申請手順が簡素化された。などの改革が進められた。

未来の夢計画によって、ロータリー財団は私たち全てのクラブのための財団であることがより明確になった。今までのように財団独自のプログラムを消化すれば良いプログラムから大きく変容した。つまり財団のための財団ではなく、ロータリアンのための財団となったわけで、プログラムも各クラブのロータリアン自らが創造し、かつ自らが活動するものに変わったということである。

ロータリー財団の補助金を活用して、より充実したプロジェクトを行なうために、いろいろな方法を考え、計画・実行していきましょう！

3. 新しい財団補助金構成と小委員会について

新しい補助金構成は、「地区補助金」と「グローバル補助金」の2つで、いずれもクラブ単位で申請できる。RI2600地区としては、地区財団活動資金(DDF)の半分がグローバル補助金として活用できることから、地区内各クラブにおかれては、地区補助金のみならず海外の奉仕活動にも積極的に挑戦してほしいと期待している。2015-16年度からグローバル補助金推進小委員会(学友会担当)を新たに設置(奨学金・学友会小委員会を改称)したので、活用してほしい。

表1. RI2600地区ロータリー財団委員会の小委員会構成

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. グローバル補助金推進小委員会2. 地区補助金小委員会3. 財団資金管理会計小委員会4. 資金推進小委員会(ロータリーカード担当)5. ポリオプラス推進小委員会(R平和フェロー担当) |
|---|

4. 地区補助金の申請と報告

地区補助金を申請するクラブは、前年度12月に開催される地区補助金管理セミナーに出席し、次年度の補助金申請手続きについて研修すること、および地区と覚書(MOU)を交換することが必須の条件となっている。セミナーの出席義務者は、会長エレクト、次期幹事、次期ロータリー財団委員長などで、事務局の出席も奨励されている。地区補助金の申請から報告書提出に至る流れについては、「2019-20年度 RI2600 地区補助金事業のプロセス」(資料編P47)を参照のこと。

最終的に財団本部から補助金内定の連絡が来て、各クラブの銀行専用口座に補助金が振り込まれるのは、新年度スタート後の7月下旬から8月上旬である。それまでに事業を実施する場合にはクラブの自己資金で立て替え払いをお願いしている。また事業終了後2ヵ月以内に、所定の報告書書式に記入の上、必要書類を添えて提出し、財団資金管理会計小委員会の審査を受けることになる。

申請の際には、次ページの「地区補助金対象プロジェクトの選考基準」等を参考にしてほしい。また、補助金額の決定に際しては、プロジェクト予算総額、自クラブ負担額(30%以上)、プロジェクト内容のほか、3年前のロータリー財団寄付明細表のPC(会員1人当たり寄付額)等が参考にされるので、各クラブにおかれては、会員に対して地区補助金制度の目的、意義を周知され、財団寄付を促進してほしい。

表 2. 資料編の内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件2. 覚書 (MOU)3. 地区補助金申請書書式4. 各クラブの補助金管理規程、支払回議書、収支出納簿5. 役員等交代による補助金専用銀行口座の管理引継確認書6. 財産目録7. 地区補助金報告書書式および添付書類一覧8. RI2600 地区補助金事業のプロセス9. 2016-17年度ロータリー財団寄付明細クラブ別一覧10. 2019-20年度 RI2600 地区補助金助成クラブ一覧 |
|---|

4. 国際ロータリー第 2600 地区補助金対象プロジェクトの選考基準

1. 地区補助金対象プロジェクトの選考基準

- (1) 目的は明確か。
国際ロータリーの戦略、ロータリー財団の使命に合致しているか。
人道性、社会的弱者にフォーカスしたプロジェクトか。
- (2) 地域社会にとって必要性和緊急性があるか。
事前にニーズ調査は行われているか。提唱クラブの思いよりも、対象となる地域社会の意見が尊重されているか。
寄贈される物品は、不特定多数の人々のために利用されるか（目的が金品の贈呈、あるいは特定の人になっていないか）。
- (3) ロータリーの主体性、独自性は保たれているか。
協力団体に頼りきっていないか。他団体が手掛けた事業に協賛するだけのプロジェクトは不適格。協力団体は、ロータリーと価値観が一致しているか。
協力団体の運営には透明性と公共性が保たれているか。
- (4) クラブ内でプロジェクトについて十分な協議がなされ、メンバーのサポートが得られているか。
- (5) プロジェクトの広報とメディア活用は計画に盛り込まれているか。
- (6) コンサートや単なる文化講演会、お祭りや行事への協賛、史跡の標識やモニュメントに類したものは補助金対象外となる。
- (7) 植樹や環境保全、環境美化事業、公園の遊具、ベンチ、維持管理道具類の寄贈も環境問題や青少年健全育成、地域社会全般に役立つものであれば認められる。
尚 US\$ 500 を超えるプロジェクトの標識には地区補助金を使用することはできない。
- (8) 教育的分野では、国内外で学ぶための援助を必要とする、経済的に恵まれない学生への奨学金など。青少年健全育成のためのスポーツ大会、国際間の青少年の異文化交流なども認められることがある。
- (9) 地域の障害者や高齢者のための支援事業は適格である。
- (10) 建物の新築は不適格。増改築は認められる場合もある。

2. 継続的事業の実施について

地区補助金でいう「継続的事業」に対する原則的な考え方は以下の通りである。

- (1) 地区補助金はクラブ活動の活性化を促すための補助金であるため、**比較的規模の小さい短期的な**クラブ事業（プロジェクト）が申請の対象となる。
- (2) 事業そのものが継続的なものであった場合には、初回事業年度のみ地区補助金の申請が可能となるが、**内容に応じて3年を限度に補助金申請ができる。**
- (3) **継続的な事業であっても最終受益者が異なる場合には引き続き申請することができる。 ※1**
- (4) 地区補助金を申請するためには、各クラブが新たな奉仕活動に取り組む必要がある。

上記のとおり、地区補助金はクラブ事業が常に新鮮味を維持し、各クラブが事業規模の大小を問わず新しい奉仕活動を積極的に進めることを要請している。その反面でクラブ事業の一定の効果を確保するためには、活動をある程度継続する必要もあると考えられる。

クラブ事業が新鮮味を維持することと、クラブ事業の効果を確保することを両立させるためには、毎年の事業実施にあたりクラブ内で活動方針について十分に協議し、クラブ事業のテーマが継続的であっても、従前の活動の反省点を反映させるなど活動方法自体に変化をつけることが必要となる。

新たなクラブ事業を立案することなく特定の事業を毎年継続することは、クラブ活性化資金という地区補助金の原則的な考え方に則していないということを念頭に置いてクラブ事業を進める必要がある。

※1：事業のテーマ、趣旨が同じであっても、対象が異なる施設、場所等などの場合。

例：プロジェクトの対象（受益者）が1年目はA学校、2年目はB学校、3年目はC学校などのような場合。

5. 地区補助金の管理について

1. 補助金事業年度における地区補助金の管理の手順（p47 参照）

この手順は、基本的には後述の「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件」に基づくものである。

(1) 地区補助金説明会（7月）への出席

(2) クラブ補助金管理規程の作成（P30～P33）

既に提出してあるMOU（覚書）3項により、クラブは財務管理計画を作成することとされている。そのひな形としてここに添付されているクラブ補助金管理規程を作成しているのので、これを参考にして作成されたい。もとよりこの書式のまま署名することで差し支えない。

(3) 補助金専用口座の開設

地区補助金専用口座であることが分かる名称とすることが必要である。また昨年度に開設してあるクラブは、通帳残高がゼロになっていることを確認する。また地区に補助金専用口座の届け出を出す。8月ころに地区から届け出を依頼する通知がなされる。

(4) 管理引継確認書（クラブ補助金管理規程添付）の作成（p37 参照）

口座署名者（2名）は、それぞれ別人であることが必要である。

(5) 補助金の振り込みとその後の管理の具体的な手順

○ 地区からクラブの地区補助金専用口座への振込

○ クラブの拠出金の扱い

クラブ拠出金についても補助金が入金される地区補助金専用口座に入金すると補助金の管理と報告が簡単になるので、クラブ拠出金は一旦地区補助金専用口座に入金する。

○ 補助金支出にあたっては、支払回議書（クラブ補助金管理規程添付）を作成する。その際、プロジェクト担当者、会長、口座管理者、口座署名人の署名押印をなす。

○ 補助金入金、クラブ拠出金の入金、各出金について、クラブ補助金管理規程添付の書式（収支納簿、エクセル利用）により、逐次記載する。

○ 出金に基づく支払いについては、支払先と購入したものの明細と日付がはっきりわかる領収書を受領する。特に購入したものの明細は必ず入れてもらうようにする。請求書、納品書も保管する。

○ 地区補助金専用口座は、利子も含めて残額がゼロになるように出金する。

- 補助金で備品、設備などを購入した場合には、財産目録（クラブ補助金管理規定（別紙4））を作成する。財産の存在場所、財産の帰属者（クラブ以外である必要がある）も記載する。

<注> 原則として、備品、設備等の購入が単品、一組、一利用単位などで税込10万円以上のものについて無条件で財産目録を作成するものとする。一組、一利用単位とは、単品では10万円をきるがそのグループ全体で一つの効用を成すもの、例えば、タイヤを車1台分の4本購入した場合にはその4本全体でワンセット、テーブルと椅子の購入ならテーブルと椅子合わせてワンセットという具合に考える。ただし、例外として、備品、設備等の購入金額が10万円に満たないため上記金額基準に照らして財産目録の作成を必要としない場合であっても、備品、設備等の購入後の用途に疑問や不明な点等がある場合には、地区ロータリー財団委員会より金額の多寡にかかわらず財産目録の提出を求められる場合があることに留意する。

- 補助金による活動の写真撮影や広報資料の保管をおこなう。
- 書類の保管

クラブ補助金管理規程第4条に規定されている。具体的には次のとおりである。

- ・ MOU（会長、会長エレクトの署名ページのみでよい）
- ・ 地区補助金申請書、報告書
- ・ クラブ補助金管理規程
- ・ 収支出納簿、支払回議書、財産目録
- ・ 補助金支出に関わる請求書、納品書、領収書など
- ・ 補助金収支にかかる通帳コピー
- ・ プロジェクト実施記録（写真、事業開催のチラシ、プログラムなど）
- ・ 広報の記録（地元新聞等の報道コピー）
- ・ 受益者の反応（感謝状、子供や親たちの作文など）
- ・ クラブ内での補助金事業に関する会議や反省会などの記録
- ・ 役員交代による補助金専用口座の管理引継確認書
- ・ その他クラブで必要と判断した書類

書類の保管期間は、5年間である。保管方法は、原本の保存に加えて電子ファイル（あるいは写し）への保存が定められている。電子ファイルについては、地区からUSBメモリーを送付するので、そこに上記書類を保存する。昨年度使用したUSBメモリーがあればそれを利用する。このUSBメモリーは補助金事業の報告として地区に送付することとなるので、各クラブのデータにも保存する。

(6) 報告書の提出

- 期限：補助金事業終了後2ヶ月以内に報告書の提出を行う。
- 書式：報告書の書式は資料（p44）を参照。報告書の提出は、上記記載の通りUSBメモリーを地区に送付することによって行う。地区からは確認後、同USBメモリーを各クラブに返送する。

- 締切：報告書の提出は、補助金事業終了後2ヶ月以内であるが、補助金事業年度の4月中旬を最終締切とする。この理由は次のとおりである。次年度地区補助金は5月に地区からロータリー財団に一括申請されるが、次年度の地区補助金は、前年度の地区補助金が終了するまでは支払われないこととされている。補助金事業年度の報告が地区からロータリー財団に提出されるのが遅れると、次年度の地区補助金のロータリー財団からの支払いが遅れることとなる。このため4月中旬までには全クラブからの地区への報告書提出と地区からロータリー財団への報告が完了していることが必要になる。クラブの報告書の提出が遅れると、次年度の補助金の交付が遅れ、他のクラブに迷惑をかけるかねない事態となるため、上記の期限を設けざるを得なくなる。

2. 「ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件」について

地区補助金の原資は、既に述べられているとおり、ごくおおざっぱにいうと地区の3年前の年次基金への寄付金である。この50%が地区財団活動資金(DDF)、50%が国際財団活動資金(WF)となり。そしてDDFの50%を上限として地区補助金として使えることとなる。

つまりロータリーの趣旨に賛同してなされた会員の寄付がロータリー財団から地区補助金として交付されることとなるため、交付する地区補助金についてもロータリーの趣旨に沿ったものであることがロータリー財団から要請されることとなる。そこで上記「授与と受諾の条件」が定められ、それに基づいた補助金交付がなされることとなる。

「授与と受諾の条件」には多くのことが記載されており、全部の説明をすることはできないので、補助金申請や使用について、特に問題となる「受領資格の指針」と「制約事項」について主な点のみをごく簡単に述べる。

(1) 「受領資格の指針」

このうち重要な点は、ロータリアンが積極的に参加することが要請されていることである。ある公的な活動をしている団体に現金だけ渡すということは、その団体がいくら社会的意義のある活動をしていても、補助金の使用としては認められないこととされている。これは社会奉仕についてロータリアンの成長、修練の場として位置づけているロータリーの理念から要請されることである。

また当然のことながらロータリー財団の使命に関連していることが要請されている。

またこれも当然のことながらロータリー財団によって審査され、承認された活動のみに補助金を使用することが要請されている。ここからロータリー財団の承認が

なされる前に補助金にかかる経費が発生しないことが要請されている。

なおプログラム参加者のための利害の対立に関する方針（p35 資料編(1)XII）についても参照されたい。

(2) 「制約事項」(授与と受諾の条件 **Ⅲ. 制約事項** 参照)

まず特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援は制約されている。これは支援を受ける団体などの自立性を損なわないようにとの配慮から要請されているものと思われる。

また地区補助金・グローバル補助金はいずれも以下の経費には使用できないものとされている。(受益者が誰になるか、が重要)

- ① 地区大会
- ② 国際大会
- ③ 研究会
- ④ 創立記念式典 ※
- ⑤ 娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。

※<例>記念式典の一環として、市が保有している駅前の花壇など地域のための花壇づくりの費用は認められる。また、時計台や図書など寄贈プロジェクトは、寄贈先がロータリアン・ロータリークラブ等でなく地域の学校や団体等であれば、受益者はロータリーではないので費用として認められる。

さらに地区補助金・グローバル補助金を以下の目的で使用することも禁止されているので注意が必要である。

- ① 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費（グローバル補助金における協力団体でのプロジェクト管理費を除く）
- ② 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付
これは受領資格の指針にロータリアンが積極的に参加することが要請されていることからの帰結である。
- ③ 既に経費が発生した活動

一方で 2014 年 4 月のロータリー財団管理委員会の決定により、地区補助金を新たに以下の活動の資金に充てることが可能となった（グローバル補助金を充てるとは未だ不可能である）。

- ① ロータリー青少年交換
- ② RYLA
- ③ ローターアクト
- ④ インターアクト

<上記の説明>対象範囲について

国際ロータリー（RI）事業への地区補助金は通常の RI 事業活動の経費などは対象となりません。あくまでも、プロジェクトが対象となります。当該クラブへの支援ではありませんのでご注意ください。

- ① ロータリー青少年交換に係る補助金（**Rotary Youth Exchange**（RYE）自体がプロジェクトです）
 - ・来日学生についての制服費用（必要がある場合）、通学定期券費用は対象となる。
 - ・派遣学生の申請書（ビザ、証明書類も含む）にかかる費用は交通費も含め対象外。
 - ・受け入れクラブ、ホストファミリーの通常的生活費（健康保険料を含む）に係る費用は対象外。
 - ・来日学生の参加するクラブ、地区のロータリーイベント、地区青少年交換委員会の行事（オリエンテーションを含む）への参加費用は交通費も含め対象外。
- ② RYLA に係る補助金（ライラ（RYLA）自体がプロジェクトです）
 - ・RYLA 開催の案内、会場費内に係る費用は対象となる。
 - ・RYLA 開催の打合せ、運営に係る費用は対象外。
- ③ ローターアクトに係る補助金
 - ・ローターアクトクラブが主体的に計画した特別プロジェクトが対象となる。
例：災害ボランティアプロジェクトの交通費、宿泊費
 - ・提唱クラブ、地区委員会のローターアクト運営に係る費用は対象外。
 - ・ローターアクトクラブ、提唱ロータリークラブが行う通常の年間計画事業は対象外。
 - ・提唱クラブ行事、地区行事への参加費用は対象外。
 - ・ローターアクトクラブの設立費用（提唱ロータリークラブにて資金繰りが困難な場合）

④ インターアクトに係る補助金

- ・インターアクトクラブが主体的に計画した特別プロジェクトが対象となる。
例：災害ボランティア、障害者支援プロジェクトの交通費、宿泊費
- ・提唱クラブ、地区委員会のインターアクト運営に係る費用は対象外。
- ・インターアクトクラブ、提唱ロータリークラブが行う通常の年間計画事業は対象外。
- ・提唱クラブ行事、地区行事への参加費用は対象外。
- ・インターアクトクラブの設立費用(提唱ロータリークラブにて資金繰りが困難な場合)。

①～④の国際ロータリー事業についての補助金申請の場合は、地区ロータリー財団委員会の地区補助金小委員長を通じて国際ロータリー日本事務局との事前打ち合わせが必要となる。

また各クラブにおいて地区補助金・グローバル補助金の適用可否等の判断が難しい案件については、地区ロータリー財団委員会の地区補助金小委員会・グローバル補助金推進小委員会を通じて国際ロータリー日本事務局との事前打ち合わせが必要となるため併せて留意願いたい。

6. グローバル補助金の申請について

ロータリー財団のグローバル補助金を活用することにより、私たちロータリアンの大きな目標である、世界平和を達成させるためのプロジェクト資金計画を容易に推進することができる。

ここではグローバル補助金申請に至るまでの手法について記述する。

1. 該当するプロジェクト

まず初めにクラブで活動を起こそうとするプロジェクトは以下の条件を満たすことが必要である。

(1) 財団の使命に則っていること

財団の使命とは・・・ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め貧困を救済することを通じて、世界理解・親善・平和を達成できるようにすること

標語：世界で良いことをしよう

(2) 6つの重点分野を支援するものであること（人道的プロジェクト）

【6つの重点分野】

- A. 平和と紛争予防／紛争解決
- B. 疾病予防と治療
- C. 水と衛生
- D. 母子の健康
- E. 基本的教育と識字率向上
- F. 経済と地域社会の発展

(3) 他国のRC（2クラブ以上）との共同プロジェクトであること

(4) 長期にわたるプロジェクトであること（単年度計画は不可）

(5) 持続性があり、そのプロジェクトによる成果が測定可能であること

(6) 補助金申請額が30,000ドル以上であること

(7) 以下のプロジェクトは対象に含まれない

- ・ロータリアン及びその子弟等が補助金の受益者となること
- ・土地や建物の購入
- ・建物の建設
- ・募金活動

- ・地区大会、創立記念式典などロータリー行事に関する経費
- ・受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付
- ・既に進行中または完了したプロジェクト

(8) 奨学金の援助

(9) V T T (職業研修チーム)

2. グローバル補助財源の仕組み

グローバル補助金の財源は、地区財団活動資金 (DDF) と国際財団活動資金 (WF) とクラブからの拠出現金の組み合わせによる。組み合わせ率は、地区財団活動資金 (DDF) が 1 : 1、現金が 1 : 0.5 で国際財団活動資金 (WF) から補助金が出る。

例えば、総額 40,000 ドルのプロジェクトとすると

DDF	16,250 ドル (自地区 DDF+相手地区 DDF)
WF	16,250 ドル
現金	5,000 ドル (自クラブ拠出現金+相手クラブ拠出現金)
<u>WF</u>	<u>2,500 ドル</u>
総計	40,000 ドル

詳細については、委員会にご相談ください。

3. 持続可能なプロジェクトとは

実際に財団の求める持続可能なプロジェクトとはどのようなものがあるのか、例を紹介する。

例 1. 学校と孤児院のための給食プログラム

単に、食料を提供するだけでは「持続可能」とはならない。

例えば食料を配布する代わりに「協力団体と手を組み、乳牛、山羊、鶏などを提供する。受益者に畜産の方法や乳製品の作り方を教える研修を組み込む。十分な家畜を提供する」このような取り組みにより、子供たちに栄養を与えられるだけでなく、乳製品の販売等により学費や孤児院の運営費に充当することも可能である。

例 2. 学校に図書を寄付

図書寄贈のほかに、教師の追加要員を養成したり、現教員の指導力を高めるために職業研修チームを派遣 (V T T) するか、現地の研修者を雇い入れる。また、現地教育の場にはどのようなニーズが存在するのかを調査し、給食制度の導入、学校での健康診断、課外活動の支援、成人向け授業など持続できるような支援を検討する。

例 3. 公衆トイレの建設

公衆トイレを建設するだけでは補助金該当の事業にはならない。
建設に加え、地元の人々にその清掃、メンテナンス、修理、衛生管理等の研修を提供することによってそのプロジェクトが持続可能になる。

例 4. 井戸の設置

単に井戸を掘り、設置しただけでは「持続可能」とはならない。浄水設備の提供に加え、研修（メンテナンス・修理・水保全・衛生管理について等）を提供する。例えば地元地域に委員会と基金を設置し定期利用料徴収し、基金監督と維持修理のための資金確保のノウハウを提供することにより、そのプロジェクトが持続可能となる。

※ 空腹の人たちに魚を与えるのではなく、魚を捕える方法を提供することが持続的に空腹を補うこととなるのである。

4. プロジェクト立案時に確認すること

ロータリー財団では、認められる活動とそうでない活動との具体的リストは作成されていない。財団は各ロータリアンの創意工夫、適切なプロジェクトの立案に期待と信頼をしているためである。

以下の一般的な指針を役立てていただきたい。

- (1) プロジェクトが焦点を当てる重点分野と具体目標を明確にする。
- (2) プロジェクトがその重点分野においてどのように持続可能な影響をもたらすか判断する。
- (3) プロジェクトが「授与と受諾の条件」を遵守していることを確認する。
- (4) プロジェクトの目標を達成するために適切かつ役立つと思われる場合には、協力団体を見つける。
- (5) 計画を始めるに当たり、しっかりとした地域社会調査を実施し、プロジェクトに対し地元地域からの支援を得られることを確認する。
- (6) 奨学金を提供する場合、候補者が重点分野を理解し、いかに学業と将来の仕事に生かしていくかについて、明確な考えを持っていることを確認する。
- (7) 職業研修チームを派遣する場合、メンバーが重点分野について理解し、その専門技術開発の経験をいかに仕事に生かしていくかについて明確な考えを持っていることを確認する。
- (8) どの段階においても、財団職員と連携をする。財団職員は常に各プロジェクトに対し協力体制を維持している。
- (9) 持続可能性の確認

【参考文献】ロータリアンのための持続可能性入門

[My.rotary.org/ja/document/global-outlook-guide-sustainability](https://my.rotary.org/ja/document/global-outlook-guide-sustainability)

5. グローバル補助金の申請方法

実際に計画の策定から申請の具体的な作業は以下の順序である。

- (1) 企画、立案したプロジェクトが「授与と受託に条件」および前述の「指針」に順守しているか確認。活動計画および資金計画（予算書）を綿密に作成する。
- (2) プロジェクトチームの編成。実施国側RC・援助国側RC各々3名以上の委員会編成が必要。
- (3) 関係者全員がMY ROTARYへの登録がされているかを確認。
- (4) まずは計画を地区財団委員会へ報告する。
- (5) ニーズ調査「地域社会調査の結果フォーム」を作成
ニーズ調査については「地域調査の方法（資料番号965）」を活用。資料希望の場合は財団業務推進・資料室 rijnpni@rotary.org に申請をする。
- (6) 申請の開始。両国RCの代表者がロータリー財団のホームページに自分のMY ROTARY ID を使いログインする。
- (7) 「補助金申請システム」のページを開く。
- (8) 「グローバル補助金」を選択する。
- (9) 「最初のステップ」 をクリックし以降、画面指示に従い必要事項を入力していく。
- (10) 不明点等は常に地区財団委員会および日本ロータリー財団室に問い合わせ可能。
日本ロータリー財団室 Tel.03-5439-5805
補助金センターご利用ガイド my.rotary.org/ja/document/how-use-grant-center
- (11) プロジェクトの進行に伴い、経過報告・最終報告を求められる。指示通りに報告を。期限は厳守する。

6. 奨学金制度について

グローバル補助金では以下要領にて奨学金希望者を募集している。

募集要項は国際ロータリー第2600地区ホームページに掲載をしている。

【応募条件】

教育程度 : 大学卒業以上

職歴 : 不問

留学先の条件 : 海外ロータリー地区内において大学院修士課程で上記6つの重点分野のいずれか1つ以上に該当する専攻課程に合格をしていること。

募集人数 : 1 - 2名

【資格】

- (1) 上記応募条件をみたすこと。
- (2) 優秀な学業成績をもつと共に、親善使節としての素質をもっている。
- (3) 指導力、独創力に富み、順応性、思慮分別を持ち、目的に対し誠実であること。
- (4) 留学国の言語に熟達し、講義を理解し、講演し、報告書を作成することが出来ること。
- (5) 留学国の国情、国民性に関心と理解をもち、日本の歴史、地理、文化、時事問題に通暁していること。
- (6) 1年から4年のきびしい海外留学に心身共に堪え得ること。
- (7) 日本の国籍あるいは永住権を有すること。
- (8) 次のいずれかに該当すること。
 - ・申請時に国際ロータリー第 2600 地区内に居住、または本籍があること。
 - ・申請時に国際ロータリー第 2600 地区内に所在する大学または大学院に在学するか、あるいは、職場に勤務していること。

【資格のないもの】

- (1) ロータリークラブ会員並びにロータリー職員、またはその実子、継子、孫、兄弟姉妹、配偶者およびその他扶養者。
- (2) 留学先が地区から財団本部へのオンライン提案時に決定していない者。
- (3) 留学先が海外の大学院修士課程レベルの教育機関でない者。
- (4) 他地区のロータリー財団補助金奨学金を申請している者。
- (5) 当人または前項(1)に該当する者に受験資格を与える目的のためにロータリークラブを退会した者がある場合は、そのことによって資格は生じない。

【奨学金の条件】

- (1) ロータリー財団未来の夢計画における**6つの重点分野**に該当する海外の**大学院修士課程**の専攻課程に合格すること。
- (2) 本奨学金は6つの重点分野の解決に寄与することを目的とし、奨学生は勉強の傍、“親善使節”としての任務も遂行すること。
- (3) 奨学金の給付は1年から最長4年までをカバーする。
- (4) 留学期間中は勉学に努めると共に、ロータリークラブ、家庭、事業所などを訪問して、留学国の諸事情の理解につとめること。
- (5) 奨学期間終了後速やかに**必ず**帰国し、地区内ロータリークラブに留学の成果を報告すること。
- (6) 奨学金は米貨30,000ドル程度(年額)。渡航先地域や学校の授業料制度等の状況を考慮した上で決定する。
- (7) 奨学金には旅費を含むものとし、日本円またはUS\$にて支給する。
- (8) 支給方法は渡航前に準備金として一定額を振込支給し、残額は規定の中間報告

書が提出された後に分割支給する。

- (9) 留学中は所定の報告を定時に提出すること。
- (10) 学業成績不良、不良行為の立証、報告の不提出、ロータリー財団の承諾を得ずに学業課程の変更、中途退学、留学国の語学に対する知識の不足、“親善使節”としての任務不行使、その他奨学金の条件を充たせなくなる様な事態が発生した場合に奨学金は打切られる。
- (11) 留学は 2019 年 7 月 1 日以降の新学期から開始すること。

【申請方法】

所定の申請書を地区 HP よりダウンロードし、もれなく記入（顔写真貼付）し、他の必要書類を添付して、**渡航予定の 90 日前【2019 年 8 月～10 月入学希望者は 6 月 30 日を締め切りとする】**（第 1 次募集）までに書面でガバナー事務所へ提出すること。卒業証書写し、本人確認書類（住民票・パスポート写し）を添付する。
郵送・持参いずれでも可とする。

【試験方法】

- 1 次選考 受付随時・・・地区選考委員会による書類審査と面接試験
 - 1 次選考合格者は地区最終選考・・・地区ガバナー、ガバナー・エレクト、
ロータリー地区選考委員による面接試験
 - 1 次選考面接試験合格者には、地区最終選考面接試験用に上記以外の提出書類がある。
 - ① 教育者・上司等による推薦状
 - ② 最終教育機関の英文成績表
 - ③ 「未来の夢計画ーグローバル補助金奨学生の参加申請書」（英語もしくは留学先の言語で記載依頼のこと。フォーマットは一次選考面接試験合格後に渡す）
- ※ 試験期日は各選考受験者に直接連絡する。面接試験は日本語で実施。